

教育委員会臨時会議事日程

令和5年8月17日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜子ども会議の区交流会開催について

横浜市立中学校において水泳部の活動中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

横浜市立中学校において授業中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

3 審議案件

教委第25号議案 「令和4年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書」について

教委第26号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

教委第27号議案 横浜市奨学条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第28号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第29号議案 教職員の人事について

4 その他

令和5年8月17日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○8/16 子どもアドベンチャーカレッジ2023

(2) 報告事項

○横浜子ども会議の区交流会開催について

○横浜市立中学校において水泳部の活動中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

○横浜市立中学校において授業中に発生した事故を踏まえた再発防止の取組について

3 その他

横浜子ども会議の区交流会を開催します

「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」をめざし、全市立学校の児童生徒が主体となって、話し合いと具体的な取組を年間を通じて進めるものです。

昨年度、横浜子ども会議10周年を記念した「いじめ防止市民フォーラム^{※1}」において、区代表児童生徒が「いじめをなくすために、私ができること」をテーマに協議しました。協議後「相手の考えや捉え方が自分とは違うことに気づいた。」「他の学校の人たちと話し合うことは、とても大切だと感じた。」等の感想が出されました。これを受け、今年度は、学校、横浜型小中一貫教育ブロック^{※2}において、児童生徒がいじめについて話し合う場を設定し、開催することとしました。また、区交流会では、小学生から高校生までの児童生徒が集まり、異学年での話し合いやいじめ防止の取組を共有します。

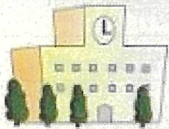
※1 「いじめ防止市民フォーラム」横浜市いじめ問題対策連絡協議会が主催する12月のいじめ防止啓発月間の取組

※2 「横浜型小中一貫教育」(義務教育9年間の連続性のある教育の推進)を実践するため、1つの中学校と近隣小学校から構成されたグループ

➤ 区交流会の日程は裏面へ

1 テーマと流れ

令和5年度テーマ



「つながる、広げる、いじめの未然防止の輪」
～いじめをなくすために、一人ひとりができること～

会議の流れ

横浜子ども会議の区交流会

8月28日(月)～8月31日(木) 【日程詳細は裏面】

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校の代表児童生徒が、区ごとに一堂に会し、いじめについての話し合いやいじめ防止の取組の共有をします。

横浜子ども会議
(中学校ブロック会議)
【通年】

地域の小中学校の子どもたちによる話し合い
いじめの未然防止を目的に、今年度のテーマについて話し合います。



高校横浜子ども会議
【7月14日(金)】

市立高等学校、特別支援学校高等部の生徒による話し合い
自校の取組についての発表やグループ協議を行い、他校の取組を自校の取組に生かします。

各学校の取組

会議の内容を受けて、各学校の児童生徒が自校の話し合いや取組に生かしていきます。

【裏面あり】

2 参加者

市立小学校・中学校・義務教育学校・市立特別支援学校・市立高等学校に在籍のある児童生徒の代表者

※市立特別支援学校は参加を希望する学校のみ参加

※市立高等学校は所在のある区の交流会に参加

3 日程・会場

開催日	時間	区	会場
8月28日(月)	13:45~15:20	都筑	都筑区役所
	13:45~15:25	泉	泉区役所
8月29日(火)	13:45~15:15	神奈川	神大寺小学校
	13:55~15:35	磯子	磯子区役所
8月30日(水)	14:00~15:15	旭	保土ヶ谷公会堂
	14:00~15:30	鶴見	鶴見小学校
	14:00~15:40	港南	港南公会堂
	14:15~15:40	港北	城郷小机地区センター
8月31日(木)	13:30~15:30	西	西区役所
	13:30~15:30	南	南区役所
	13:45~15:30	青葉	青葉区役所
	13:45~15:30	中	中区役所
	13:45~15:30	金沢	金沢区役所
	13:45~15:30	戸塚	戸塚区役所
	13:45~15:30	栄	栄区役所
	13:45~15:30	緑	中山小学校
	13:45~15:30	瀬谷	瀬谷区役所
	13:50~15:35	保土ヶ谷	保土ヶ谷公会堂

4 令和4年度 横浜子ども会議の区交流会及びいじめ防止市民フォーラムの様子



横浜子ども会議の区交流会の様子

横浜子ども会議の区交流会では、各中学校ブロックの取組について共有し、意見交換を行いました。また、12月に実施した「いじめ防止市民フォーラム」では、「いじめをなくすために、私ができること」をテーマに区代表の小中学生が話し合いを行いました。子どもたちの「いじめをなくしていきたい」という強い思いが伝わるイベントとなりました。



いじめ防止市民フォーラムの様子
(毎年、12月のいじめ防止啓発
月間中に開催)

5 取材について

取材を御希望の場合は、各開催日の前日 15 時まで下記のお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 住田 剛一 Tel 045-671-3706

横浜市立中学校において水泳部の活動中に発生した事故を踏まえた 再発防止の取組について

1 趣旨

令和元年9月20日、市立中学校における水泳部の活動中に発生した飛び込み練習中に起因する事故について、学校保健審議会学校安全部会第七部会（以下、部会という）において詳細調査を実施した。

このたび、詳細調査が終了し、部会から調査報告書の提出を受けた。今後、部会において取りまとめた事故防止に向けた提言を踏まえ、全市立学校に向けて再発防止の取組を行うとともに、通知や研修を通じて周知を行う。

2 事故の概要

当該生徒は、学校プールで水泳部の活動中、飛び込み練習の際に、頸椎を損傷した。当該生徒の異変に気付いた周囲の生徒が顧問教員に伝え、養護教員を呼び、当該生徒の状況を確認するとともに、別の養護教員が救急車を要請した。

第5・第6頸椎損傷（圧迫破裂骨折）との診断を受け、同日に手術が行われた。

3 調査の概要

部会委員：医師2名、大学教授1名、大学講師1名、弁護士1名 計5名

開催状況：令和3年2月～令和4年10月 計3回部会を開催

調査内容：当該中学校教職員への聞き取り、各種資料（基本調査報告書、運動活動時における安全の手引き、学校施設整備指針等）を通じて本件事故に係る課題を把握し、提言を取りまとめた。

※ なお、当該生徒及び周囲の生徒等への聞き取りについては、当該生徒保護者からの要望により実施しなかった。

4 調査で明らかになった事実と考察

(1) 環境面や事前の準備、指導について

- ・プールは文部科学省が定める「学校施設整備指針」や、日本水泳連盟が定める「プール公認規則」と照らし合わせても、不適切な水深ではなかった。
- ・準備運動や体調不良者の確認は適切に行われていた。
→練習環境の整備に関して、特に不適切な点は見受けられなかった。
- ・「飛び込み練習は、顧問教員が必ず付近にいる時に行う」などのルールは確認・徹底されていなかった。
- ・飛び込み方により、脊椎損傷などのリスクがあることの指導が欠けていた。
→飛び込みを行う際には、「飛び込みは顧問教員が傍に付いて、直接的に指導する環境の下に行う」などのルールの設定及び遵守の徹底を行うべきであった。

(2) 活動中における指導について

- ・顧問教員（2名）は、全体に注意を払いながら指導を行っていた。
- ・顧問教員（2名）は、飛び込みを行っている生徒ではなく、プールの反対側で他の生徒への指導を行っており、事故の瞬間は見えていなかった。
→飛び込み練習を行うことを許可するのであれば、少なくとも1名の顧問教員は、その練習の様子を付近で見、指導を行う必要があった。
→プールでの事故に占める、飛び込みに起因して発生する件数の多さに鑑みて、生徒判断で自由に飛び込みを行わせるべきではなかった。

(3) 事故後の対応と再発防止に向けた取組について

- ・救助活動は、周囲の生徒が迅速に進め、適切な対応となったが、顧問教員が傍にいなかったため、誤った対応に陥る危険性があった。

→傍に顧問教員がいれば、もう少し早く適切な対応が取れた可能性がある。

- ・当該生徒をプールサイドに引き上げてからは、養護教員を呼ぶ指示と救急車要請の連絡を同時に行っており、対応は適切だった。

→首を固定して引き上げたり、速やかに救急車を要請したりするなど、事故直後の対応は適切であったと考える。

- ・事故後、同校では飛び込み練習は実施していない。また、大会前でも顧問教員の監督下で、参加生徒が統一した練習を行っている。

→飛び込みを実施する場合は、水深のあるプールで実施するなど、事故の可能性をできるだけ抑えるための取組を継続している。

5 再発防止に向けた提言

提言1：水泳の飛び込みは、水深などの実施環境に注意を払うとともに、生徒が飛び込みを実施することを指導者が事前に確認するなど、指導者の監督の下に行う。

- ・指導者は、生徒が飛び込みを実施する際には水深を確実に確保するなど、実施環境に十分注意を払う必要がある。
- ・飛び込みに関しては、自主練習ではなく、指導者の直接の監督・監視下で行うべきである。加えて、十分に技能を習得できていることを、指導者が生徒一人ひとりに対して確認する必要がある。

提言2：生徒が、飛び込みによるリスクや正しい知識を常に身につける機会を設けるなど、事前に着実に指導を行なっていくことが肝要である。

- ・飛び込みは重大な事故が多数発生しており、特に脊椎損傷では死亡もしくは重大な障害を残すことが知られている。指導者は、事故の発生原因や病態等について、生徒に対して事前に指導を行なうことが重要である。
- ・スピードがない中でも過伸展、屈曲が起こるような角度で体重が乗った場合には、非常にリスクがあることなどを、具体的な教材等を用いて知らせる等の工夫が必要である。
- ・生徒の発達段階に応じて、正しい知識と、事故を防ぐために必要な行動を、適切に指導しなくてはならない。

6 提言を踏まえた再発防止策の例

(1) 再発防止に向けた学校への注意喚起

本件は、部活動中の事故であるが、本事案の公表を受けて、事故の原因と再発防止に向けた提言を水泳指導に関わる学校宛に通知し、注意喚起を行う。

(2) 水泳部顧問への注意喚起

水泳部顧問（部活動指導員含む）が参加する顧問総会等の機会をとおして、本事故事例を基に、事故の要因、学校にて講じる再発防止策や具体的な教材等を用いて周知する。

(3) 学校体育安全研修での事例共有

悉皆研修として全校が参加する「学校体育安全研修（例年4月開催）」において、事故事例を基に学校に対して求められる再発防止策について周知する。本研修内容を題材として、各学校へは6月末までに校内研修を求めており、教員一人ひとりに対する意識啓発を行う。

横浜市立中学校において水泳部の活動中に
発生した事故に関する詳細調査報告書

令和5年3月6日

横浜市学校保健審議会
学校安全部会

1 はじめに

本報告書は、横浜市学校保健審議会学校安全部会（以下、「安全部会」という。）において、令和元年9月20日、横浜市立中学校の水泳部の活動中に発生した飛び込み練習中に起因する事故について、その原因を究明し、事故の再発防止等を検討し、明らかにされた事実から考察や提言をまとめたものである。

学校教育の現場において児童生徒の安全を確保することは基本的事項である。水泳における飛び込みは、水泳部の活動において事故が発生する割合が高く、その実態をきめ細かく調査、把握し、学校が安全かつ安心して活動できる環境を整えることは不可欠である。

横浜市教育委員会においては、本報告書の提言を十分に踏まえたうえで、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践することを求めたい。

(1) 詳細調査の趣旨

令和元年9月20日、市立中学校において水泳部の活動（飛び込み練習）中に発生した事故に関し、その状況、原因の調査等を行うとともに、事故の再発防止に資するための提言を行うものとした。

(2) 詳細調査の目的

「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月）に基づき、詳細調査の目的は次のとおりとする。

ア 日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かす。

イ 被害生徒やその保護者の事実に向き合いたいという希望に応える。

ただし、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことに留意して調査・審議を進めた。

2 安全部会の開催

(1) 開催日時等について

ア 調査委員会

第1回 令和3年2月9日（火） 横浜市庁舎共用会議室

第2回 令和3年11月17日（水） 横浜市庁舎共用会議室

第3回 令和4年10月12日（水） 横浜市庁舎共用会議室

イ 関係者等への聴き取り・事故現場視察

令和3年3月23日（火） 当該中学校

(2) 安全部会の構成

氏名	職名	委嘱日
大久保 辰雄 (部会長)	横浜市医師会常任理事 学校医部会副部会長	令和3年2月1日
あおき はるひと 青木 治人	横浜市スポーツ医科学センター長 整形外科医	令和3年2月1日
いでぐち まなぶ 井手口 学	横浜国立大学非常勤講師	令和3年2月1日
田邊 麻耶	弁護士	令和3年2月1日 (任期:令和5年1月31日まで)
梅澤 秋久	横浜国立大学教育学部教授	令和3年2月1日

(3) 事務局

ア 調査所管課

教育委員会事務局小中学校企画課、学校教育事務所指導主事室

イ 学校保健審議会学校安全部会所管課

教育委員会事務局健康教育・食育課

(4) 部会公開の有無

横浜市学校保健審議会運営要領第11条に基づき非公開

(5) 調査方法

検証資料として以下のものを採用するとともに、本件事故に関係する者への聞き取りを行うなど、安全部会において慎重に審議した。

ア 検証資料

a 基本調査報告書（添付資料として以下のものを含む。）

- (1) 当該中学校プール 事故発生時のレイアウト図
- (2) 写真（使用器具等 再現）
- (3) 部活動保護者説明会資料1（2019年4月23日開催分）
- (4) 部活動保護者説明会資料2（2019年7月14日開催分）
- (5) プール管理日誌（2019年9月20日）
- (6) 水泳部在籍生徒からの聞き取り内容
- (7) 学校における保護者等との面談対応報告

b 運動活動時における安全の手引き（横浜市教育委員会）

c 学校施設整備指針（文部科学省）

イ 聞き取り対象者

a 顧問教員A

b 顧問教員B

c 学校長

※なお、当該生徒及び周囲の生徒等への聞き取りについては、当該生徒保護者からの要望により実施しなかった。

3 事故の状況

当該生徒は、学校プールで水泳部の活動中、飛び込み練習の際に、頸椎を損傷した。当該生徒の異変に気付いた周囲の生徒が顧問教員に伝え、養護教員を呼び、当該生徒の状況を確認するとともに、別の養護教員が救急車を要請した。

第5・第6頸椎損傷（圧迫破裂骨折）との診断を受け、同日に手術が行われた。その後、追加治療を行い、回復を得ているが、令和4年3月末時点の状況は以下のようになっている。四肢不全麻痺があると保護者から聞いている。右手で細かい作業をすることは難しく、文字は左手で書いている。右下肢については、装具を付けており、杖等を使うことなく自力で歩行可能。

(1) 発生日時：令和元年9月20日（金）16時18分

（放課後 部活動 水泳部 飛び込み練習中）

(2) 被害生徒：中学1年男子（身長 約163cm、体重 約57kg）

※ 身長及び体重は、平成31年4月計測時点

(3) 指導教員：顧問教員A、顧問教員B

(4) 活動状況等：

ア 場所

当該中学校 屋外プール

イ 当該部活動

在籍数41名（男子34名、女子7名）

事故当日は15名（男子14名、女子1名）が参加。

ウ 活動状況

事故当日は大会（神奈川県中学校水泳競技大会新人戦）の前日練習。当該生徒は50m バタフライに出場予定だった。全体でのウォーミングアップ、ストレッチ及び補強運動後に入水し、各自のテーマ練習を行っていた。飛び込みの練習は可としていたが、大会前日ということもあり、自らの体調にも考慮し、泳ぎの確認を行う指示のもとに活動していた。

また、水温が低い(25℃)こともあり、入水時間は16時15分から30分間のみとしていた。

(5) 想定される事故の状況

検証資料及び顧問教員からの聴取内容をもとに事故の状況を想定すると、当該生徒は、バタフライで翌日の大会に参加予定であったが、バタフライの練習メニューに入る前に、生徒各自の調整練習の一環として、リレーの練習に参加していた。スタート位置(飛び込み台なし)から飛び込みを行った直後、泳ぎ出さずに、水面に浮き上がって来た。直後に生徒自身が「頭が痛い」と発言していたことから、プールの底面に頭部を強打したと考えられる。その結果、頸椎の損傷に至ったものと考えられる。

周囲の生徒が異変に気付き、顧問教員に状況を伝え、付近の生徒がプールサイドまで被害生徒を水中で移動させ、顧問教員が水中から引き上げた。

なお、本件の事故態様については、当該生徒及び周囲の生徒等への聞き取りが実施できなかったため、飛び込みの詳細な状況等については、十分な確認に至らなかったことを付け加えておく。

4 聴き取りの概要

- (1) 調査日：令和3年3月23日(火)午後3時から午後5時まで
- (2) 場所：当該中学校 図書室、屋外プール、校長室
- (3) 対象者：顧問教員A、顧問教員B、学校長
- (4) 参加委員：大久保委員、井手口委員、梅澤委員

5 調査で明らかになった事実と考察

(1) 環境面や事前の準備、指導について

ア 調査で明らかになった点について

(ア) プールの水深表記が1.2m(両端)であるのに対して、当日は1.16m程度であり、文部科学省が定める「学校施設整備指針」や、日本水泳連盟が定める「プール公認規則」と照らし合わせても、不適切な水深ではなかった。

(イ) プールへの入水を開始する前の準備運動は適切に行われており、体調不良を申し出る生徒の確認も行うなど、プール練習を開始するまでの指導に不備はなかった。

(ウ) 「飛び込み練習は、顧問教員が必ず付近にいる時に行う」などのルールは確認・徹底されていなかった。また、飛び込みは、競泳競技において不可欠な技術であると同時に、飛び込み方により、脊椎損傷などのリスクを伴う危険性を孕んでいることの指導が欠けていた。

イ 考察

練習環境の整備に関して、特に不適切な点は見受けられなかった。

一方で、飛び込みを行う場合のルールは徹底されていなかった。それまでの活動において、生徒に飛び込みの技量が備わっていると顧問教員が判断した場合には、顧問教員が付近で指導を行う状況にない場合でも、生徒各自の調整練習において飛び込みが行われていた。飛び込み競技等で使用するような専用プール施設ではないため、そのようなプールの基準からすれば、学校プールでの部活動は非常に限られた環境の中での活動であり、飛び込みを行う際には、「飛び込みは顧問教員が傍に付いて、直接的に指導する環境の下に行う」などのルールの設定及び遵守の徹底を行うべきであった。

(2) 活動中における指導について

ア 調査で明らかになった点について

- (ア) 飛び込み練習を含めて、入水時間中は生徒各自のテーマ練習としており、顧問教員2名はともに、全体に注意を払いながら指導を行っていた。
- (イ) 事故当時、飛び込み練習を行っていた生徒は、プールの端で実施していたが、顧問教員2名はともに、飛び込みを行っている生徒ではなく、プールの反対側で他の生徒への指導を行っており、事故の瞬間は見えていなかった。

イ 考察

当該中学校のプールの大きさや、当日の練習への参加生徒の人数から、顧問教員が2名で指導を行っていること自体は不適切であるとは言えないが、飛び込み練習を行うことを許可するのであれば、少なくとも1名の顧問教員は、その練習の様子を付近で見て、指導を行う必要があったと考える。

被害生徒の飛び込みの技能習得状況から、一人で飛び込みを行うことができる技量がついたと顧問教員が判断していた場合でも、プールでの事故に占める、飛び込みに起因して発生する件数の多さに鑑みて、生徒の判断に委ねて、自由に行わせるべきではなかったと考える。

(3) 事故発生時の対応と再発防止に向けた取組について

ア 調査で明らかになった点について

- (ア) 事故発生時の救助活動は、周囲の生徒が迅速に進め、適切な対処となったが、顧問教員が傍にいなかった状況にあって、誤った対応に陥ってしまう危険が存在したといえる。

- (イ) 当該生徒をプールサイドに引き上げてからは、顧問教員が生徒に養護教員を呼びに行くよう指示し、同時進行ですぐに救急車を要請しており、対応は適切と考える。
- (ウ) 事故後、同校プールでは飛び込み練習は実施していない。また、大会前であったとしても、生徒各自に練習内容を委ねるのではなく、顧問教員の監督下において、参加生徒が統一した練習を行うこととしている。

イ 考察

当該部活動では、顧問教員が傍にいて直接的に指導を行う環境になくとも飛び込みを行なっていることで、本件のような事故が生じる潜在的な危険があった。今回は、付近の生徒の迅速な救助活動があったが、傍に顧問教員がいれば、もう少し早く適切な対応をとることができただろう。

首を固定して引き上げたり、速やかに救急車を要請したりするなど、事故直後の対応は適切であったと考える。

飛び込みを実施する場合は、水深のあるプールで実施するなど、事故の可能性をできるだけ抑えるための取組を継続している。また、生徒の練習内容を管理し、飛び込みに関しては自主的なものとせず、より安全な環境で練習を行わせることは、指導する顧問教員の責務であり、今後も継続させていく必要がある。

(4) 総括

水泳の活動において、最も頻発する事故は「飛び込み」に起因するものであることは明らかで、文部科学省なども、例年、水泳指導を行う際の注意喚起、事故の未然防止について周知を図っていることから、特に注意して実施すべき教育活動の一つである。

小学校学習指導要領解説体育編及び中学校学習指導要領解説保健体育編では、飛び込みによるスタート指導は行わないこととされている。また、文部科学省は、水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際には、適切な水深を確保するなどして、安全に行うことができるプールであること、安全に指導できる教員等が立ち合い、直接指導すること、生徒の体力・技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、十分な安全確保が必要であることなどを周知している。

水泳における飛び込みを実施する際には、このような状況を踏まえて、生徒の安全を最優先に考え、教員が活動環境を整えなければならない。

また、飛び込みに起因する重大事故として、頸椎を損傷する例も取り上げられている。重大な事故が起きる恐れのある活動を実施する際は、実施前に、その可能性や要因、結果として生じる傷害等を生徒に伝え、自ら未然に防ぐ

ことの大切さを指導することが求められる。

本件を市立学校で発生した重大な事故事例の一つとして捉え、事故の内容とその対応について、市立学校で広く共有するとともに、再発防止に向けた研修等を実施する必要があると考える。

学校において児童生徒の痛ましい事故が生じることのないよう、教員はもとより、児童生徒の一人ひとりが安全に関する知識や技術を身に付けることを目的とした取組を進めることを念頭に置いて、以下の提言をまとめる。

6 再発防止に向けた提言

【提言1】

水泳の飛び込みは、水深などの実施環境に注意を払うとともに、生徒が飛び込みを実施することを指導者が事前に確認するなど、指導者の監督の下に行う。

- 水泳における飛び込みは、部活動においてのみ実施されており、学習指導要領には記載もなく、危険性の高い活動と考えられる。指導者は、生徒が飛び込みを実施する際には水深を確実に確保するなど、実施環境に十分注意を払う必要がある。
- 飛び込みに関しては、生徒による自主練習での実施を避け、指導者の直接の監督・監視下で行うべきである。加えて、事前の練習などにより十分に技能を習得できていることを、指導者が生徒一人ひとりに対して確認することが必要である。

【提言2】

生徒が、飛び込みによるリスクや正しい知識を常に身につける機会を設けるなど、事前に着実に指導を行なっていくことが肝要である。

- 飛び込みにおいては重大な事故が多数発生しており、特に脊椎損傷では死亡もしくは重大な障害を残すことが知られている。指導者は、そのような事故の発生原因や病態等について、生徒に対して事前に指導を行なっていくことが重要である。
- 事前指導においては、スピードがない中でも過伸展、屈曲が起こるような角度で体重が乗った場合には、非常にリスクがあることなどを、具体的な教材等を用いて知らせる等の工夫が必要である。
- 上記については、生徒の恐怖心を煽るような指導ではなく、生徒の発達段階に応じて、正しい知識と、事故を防ぐために必要な行動を、適切に指導しなくてはならない。

横浜市立中学校において授業中に発生した事故を踏まえた 再発防止の取組について

1 趣旨

令和3年6月11日、市立中学校において体育の授業中に発生した体育マット運搬中の事故について、学校保健審議会学校安全部会令和3年度第五部会（以下、部会という）において詳細調査を実施した。

このたび、詳細調査が終了し、部会から調査報告書の提出を受けた。今後、部会において取りまとめた事故防止に向けた提言を踏まえ、全市立学校に向けて再発防止の取組を行うとともに、通知や研修を通じて周知を行う。

2 事故の概要

当該生徒は、保健体育（器械運動）の授業開始時に、マット7枚相当を載せた台車を関係生徒3名と一緒に移動していた。台車の速度が徐々に上がったため制止しようとしたが勢いが止まらず、当該生徒が台車と壁の間に挟まり、両前腕の橈骨及び尺骨を骨折した。

3 調査の概要

部会委員：大学教授2名、医師1名、大学講師1名、弁護士1名 計5名

開催状況：令和4年1月～令和5年4月 計3回部会を開催

調査内容：基本調査報告書を通じて本件事故に係る課題を把握し、提言を取りまとめた。

4 調査で明らかになった事実と考察

(1) 環境面や事前の準備、指導について

- ・職員間でマット運搬に使用する台車の取扱いの引継ぎは行われていなかった。台車の取扱説明書を保管しておらず、校内で使用マニュアルも作成していなかった。台車に使用方法の掲示もされていなかった。
- ・台車の移動については、「ゆっくり移動すること」、「台車にぶつくと危険であること」、「マット積み下ろしの際はキャスターのストッパーをかけること」を指導したが、「台車運搬時の役割分担や相互の声掛け」についての指導は行っていなかった。

→台車の正しい取扱方法を教員間で定期的に確認する必要がある。また台車に注意事項を掲示し、生徒が台車を使用する際の具体的な注意点を指導する必要がある。

(2) 活動中における指導について

- ・台車の運搬は生徒に任せていたため、運搬状況の確認ができていなかった。

→教科担当教諭は必要に応じて、生徒への指示等を行うことができるよう、周囲の状況を注意深く観察する必要がある。

(3) 事故後の対応について

- ・教科担当教諭は、職員室にいた教員に本件事故対応への協力依頼をし、依頼を受けた教諭は当該生徒と一緒に付き添い、保健室に行った。養護教諭は怪我の状況の確認と応急処置をし、管理職へ報告、管理職は救急車を要請した。その後、管理職と教員が連携しながら保護者への連絡や病院への付き添いを行った。

→職員間の連携、養護教諭や管理職への連絡、救急車の要請や保護者への連絡について円滑に対応できていた。

5 再発防止に向けた提言

提言1：マット運搬に使用する台車は、使い方を誤ることで事故等を生じる恐れがあることから、正しく安全に使用することができる環境を整える。

- ・学校では、台車の取扱説明書や使用マニュアルを確実に保管し、教職員は、これらを用いて、正しい取扱方法や破損等の有無について、定期的に確認を行うとともに、校内研修等を通して注意事項等を繰り返し確認する。
- ・事故に対する注意喚起や、正しく安全に使用する方法を台車に掲示するなど、使用者が一目で分かる再発防止策を講じる必要がある。

提言2：教職員に対して事故事例を共有し、マット運搬台車の正しい使用方法を広く周知するとともに、児童生徒に対しても安全な使用に係る指導を徹底する。

- ・市立学校でも広く使用されている台車であることに鑑みて、本件事故事例について、教職員向けの研修等の機会を活用し、その要因と正しい使用方法を繰り返し周知する。
- ・児童生徒に対しては、単に使用を制限するのではなく、危機管理能力の向上が事故の再発防止につながる視点から、複数名により安全に使用させるよう、事前に指導を徹底することが望ましい。ただし、指導が十分でない場合には、児童生徒のみで使用させることは控えるべきである。

6 提言を踏まえた再発防止策の例

(1) 環境の整備について

- ・台車の取扱説明書や使用マニュアルがきちんと保管されているかどうか、各学校で点検を行う。教職員は、これらを用いて、台車の正しい取扱方法や破損等の有無について、定期的に確認を行う。
- ・事故に対する注意喚起や、台車を正しく安全に使用する方法を各学校の台車や倉庫に掲示する。

(2) 安全な使用に係る指導について

- ・本件事故事例について、再発防止に関する通知及び学校体育安全研修（毎年4月。体育教員向けの悉皆研修）等を通じて、その要因や児童生徒への指導等、教職員に繰り返し周知を行う。
- ・児童生徒が台車を使用するにあたっては、以下の内容を中心に事前指導を徹底するとともに、運搬の状況を含め、活動全体にきちんと目を配る。指導が十分でない場合には、児童生徒のみで使用させないこととする。

- ・台車は複数名で操作するが、台車前方で監視役を担う者が、台車を押す者に対して、常に注意を促すなど、役割を明確化する。
- ・台車を押す者は、可能な限りゆっくり進むことを意識するとともに、前方の監視役は、台車の速度が出過ぎないように注意する。重量を積んでいる台車はゆっくり動いても危険性が高いことから、相互に、声を掛け合いながら操作する。
- ・前方の監視役を担う者の足が台車にひきこまれたり、転倒して下敷きになったりするなど、台車を使用する際の具体的な事故の可能性について言及する。

横浜市立中学校において授業中に
発生した事故に関する詳細調査報告書

令和5年8月1日

横浜市学校保健審議会
学校安全部会

1 はじめに

本報告書は、横浜市学校保健審議会学校安全部会（以下、「安全部会」という。）において、令和3年6月11日、横浜市立中学校の体育の授業中に発生した体育マット運搬中の事故について、その原因を究明し、事故の再発防止等を検討し、明らかにされた事実から考察や提言をまとめたものである。

学校教育の現場において児童生徒の安全を確保することは基本的事項である。学校事故について、その実態をきめ細かく調査、把握し、学校が安全かつ安心して活動できる環境を整えることは不可欠である。

横浜市教育委員会においては、本報告書の提言を十分に踏まえたうえで、より具体的、効果的な再発防止策を策定し、それを実践することを求めたい。

(1) 詳細調査の趣旨

令和3年6月11日、当該市立中学校において体育の授業中に発生した体育マット運搬中の事故に関し、事故の状況、原因の調査等を行うとともに、事故の再発防止に資するための提言を行うものとした。

(2) 詳細調査の目的

「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月）に基づき、詳細調査の目的は次のとおりとする。

ア 日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かす。

イ 被害生徒やその保護者の事実に向き合いたいという要望に応える。

ただし、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことに留意して調査・審議を進めた。

2 安全部会の開催

(1) 開催日時等について

ア 調査委員会

第1回	令和4年1月26日（水）	市庁舎9階共用会議室 09-N12
第2回	令和4年6月21日（火）	市庁舎18階共用会議室
第3回	令和5年4月11日（火）	市庁舎9階共用会議室 09-N12

(2) 安全部会の構成

氏名	職名	委嘱日
佐藤 豊 (部会長)	桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部 スポーツ教育学科教授	令和3年2月1日
大久保 辰雄	横浜市医師会常任理事 学校医部会副部長 (部会での審議時の職名)	令和3年2月1日 (任期：令和5年7月6日まで)
高岡 香	弁護士 茨城県立医療大学客員教授	令和3年2月1日 (任期：令和5年1月31日まで)
鈴木 裕子	国士舘大学文学部教育学科教授	令和3年2月1日
井手口 学	横浜国立大学非常勤講師	令和4年1月1日

(3) 事務局

ア 調査所管課

教育委員会事務局小中学校企画課、学校教育事務所指導主事室

イ 学校保健審議会学校安全部会所管課

教育委員会事務局健康教育・食育課

(4) 部会公開の有無

横浜市学校保健審議会運営要領第11条に基づき非公開

(5) 調査の方法

当該市立中学校が作成した基本調査報告書に基づき、事故当時の時系列の確認等原因の究明を行うとともに、再発防止策について慎重に審議した。

3 事故の状況

当該生徒は、保健体育（器械運動）の授業開始時に、マット7枚相当を載せた台車を関係生徒3名と一緒に移動していた。台車の速度が徐々に上がったため制止しようとしたが勢いが止まらず、当該生徒が台車と壁の間に挟まり、両前腕の橈骨及び尺骨を骨折した。

当時、教科担当教諭2名が授業を担当していた。教諭1名は倉庫から器具の搬出を指導し、もう1名は教育実習生の動きを観察していた。

事故発生後、当該生徒を保健室に連れていき、養護教諭と怪我の状況を確認した。骨折の疑いがあったため、管理職に報告した。ただちに救急車を要請し、保護者に連絡を取った。救急車には保護者が同乗した。管理職や養護教諭らは病院に向かい、診察室で医師からの診断を聞く際に養護教諭が付き添った。

(1) 発生日時：令和3年6月11日（金）10時49分

(2) 被害生徒：中学2年 男子

(3) 指導教諭：教科担当教諭2名（保健体育科）

(4) 体育授業時状況（器械運動・マット運動）

ア 場所：体育館

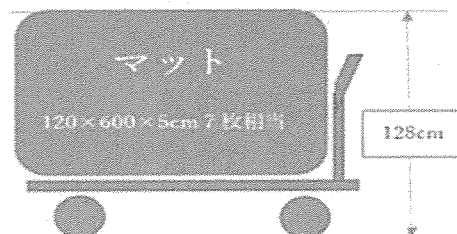
イ 生徒数：79人

(5) 台車の状況

台車は、幅120cm、奥行き180cm、高さ95cm、重量52kg。

1台の台車にロングマット7枚相当を積み、2台使用していた。

マットを積んだ時の台車の高さは128cm、推定重量363kg。



(6) 発生時の状況

保健体育（器械運動）の授業開始時、教科担当教諭はマット7枚相当を載せた台車を後ろ向きで倉庫から出した。台車が後ろ向きの状態のまま、当該生徒は前方で台車を引き、関係生徒3名とともに台車を移動させた。その際、台車の速さが徐々に上がり、壁に近くなったので台車を制止しようとしたが止まらず、当該生徒は台車と壁の間に体が挟まった。当該生徒は両前腕の橈骨及び尺骨を骨折したが、意識もあり脚部や体幹部に損傷はなかったため、保健室に歩いて連れていくことが可能であった。

4 調査で明らかになった点と考察

(1) 環境面や事前の準備、指導内容について

ア 調査で明らかになった点について

(ア) 年間を通して職員間でマット運搬に使用する台車の取扱いについての引継ぎは行われていなかった。台車の取扱説明書を保管しておらず、校内で使用マニュアルも作成していなかった。また、台車に使用方法の掲示もされていなかった。

(イ) 器械運動の準備の仕方を含む安全指導は、教科担当教諭が前時の授業に行っていた。台車の移動については、「勢いをつけずゆっくりと移動すること」「台車にぶつくと危険であること」「マットを積んだりおろしたりする際は、キャスターのストッパーをかけること」を指導したが、「台車運搬時の役割分担や相互の声掛け」についての指導は行っていなかった。

(ウ) 教科担当教諭は、当日準備のために体育倉庫へ来た生徒に、マットを積んだ台車を移動させるように声をかけ、一緒に体育倉庫の外へ台車を出した。台車が後ろ向きの状態になっていたが、教科担当教諭は生徒に対して具体的な注意点を指導せず、その後は生徒のみに台車の移動を任せた。

イ 考察

台車の正しい取扱方法について、教員間で定期的に確認する必要がある。また台車に注意事項を掲示するとともに、生徒が台車を使用する際の具体的な注意点を指導する必要がある。

(2) 事故が発生した際の対応について

ア 調査で明らかになった点について

教科担当教諭1名は、当該生徒と一緒に体育倉庫の外へ台車を出した後、教育実習生の指導のためステージ付近に向かった。もう1名の教諭は実習生の動きの観察を行っていた。その際、台車の運搬は生徒に任せていたため、運搬状況の確認ができていなかった。

イ 考察

本件は、重量があるマットを複数枚重ねた状態で台車を使用しており、重大な事故につながる恐れがあった。教科担当教諭は必要に応じて、生徒への指示等を行うことができるよう、周囲の状況を注意深く観察する必要がある。

(3) 事故発生後の対応について

ア 調査で明らかになった点について

事故発生後、教科担当教諭は当該生徒に声をかけた後、職員室へ向かい、職員室にいた教員に本件事故対応への協力を依頼した。依頼を受けた教諭は当該生徒と一緒に付き添い、保健室に行った。養護教諭は怪我の状況の確認と応急処置をし、管理職へ報告した。報告を受けた管理職は保健室へ向かい状況を確認し、救急車を要請した。その後、管理職と教員が連携しながら保護者への連絡や病院への付き添いを行った。

イ 考察

職員間の連携、養護教諭や管理職への連絡、救急車の要請や保護者への連絡について円滑に対応できていた。

(4) 総括

台車の使用方法について取扱説明書等の管理が不十分であり、台車への掲示も行われていなかった。また、台車を使用する際の具体的な注意点について、生徒への事前指導が不足していたと考えられる。安全に台車を使用することができるよう、教科担当教諭は周囲の状況を注意深く観察する必要があった。

事後対応については、職員間の連携や管理職への報告も円滑に行われていた。

5 再発防止に向けた提言

【提言 1】

マット運搬に使用する台車は、使い方を誤ることで事故等を生じる恐れがあることから、正しく安全に使用することができる環境を整える。

○ 学校では、台車の取扱説明書や使用マニュアルを確実に保管し、教職員は、これらを用いて、正しい取扱方法や破損等の有無について、定期的に確認を行うとともに、校内研修等を通して注意事項等を繰り返し確認する。

○ 事故に対する注意喚起や、正しく安全に使用する方法を台車に掲示するなど、使用者が一目で分かる再発防止策を講じる必要がある。

※ 今後も本件のような事故が生じる恐れがあることから、一度に運ぶマットの量を調整することやブレーキ等の機能を有する台車を使用することが望ましい。

【提言 2】

教職員に対して事故事例を共有し、マット運搬台車の正しい使用方法を広く周知するとともに、児童生徒に対しても安全な使用に係る指導を徹底する。

○ 市立学校でも広く使用されている台車であることに鑑みて、本件事故事例について、教職員向けの研修等の機会を活用し、その要因と正しい使用方法を繰り返し周知する。

○ 児童生徒に対しては、単に使用を制限するのではなく、危機管理能力の向上が事故の再発防止につながる視点から、複数名により安全に使用させるよう、事前に指導を徹底することが望ましい。ただし、指導が十分でない場合には、児童生徒のみで使用させることは控えるべきである。

(必ず指導すべき事項の例)

- ・台車は複数名で操作するが、台車前方で監視役を担う者が、台車を押す者に対して、常に注意を促すなど、役割を明確化する。
- ・台車を押す者は、可能な限りゆっくり進むことを意識するとともに、前方の監視役は、台車の速度が出過ぎないように注意する。重量を積んでいる台車はゆっくり動いても危険性が高いことから、相互に、声を掛け合いながら操作する。
- ・前方の監視役を担う者の足が台車にひきこまれたり、転倒して下敷きになったりするなど、台車を使用する際の具体的な事故の可能性について言及する。